

求人企業の皆様へ

職業紹介の範囲・個人情報の取り扱い・ お問い合わせ窓口についてのご案内

1. 弊社で取り扱いが可能な職種の範囲について：

弊社は、すべての職種を日本国内で取り扱うことが可能です。

ただし、職業安定法第32条の11により禁止されている職業（港湾運送業務、建設業務の求人を除きます）。

2. 紹介手数料について：

求人受付の際、事務費用等一切申し受けません。

職業紹介を行った場合は、紹介手数料として次に相当する金額を上限として申し受けます。

成約時の成功報酬：期間の定めのない雇用契約 当該求職者の就職後1年間に支払われる賃金の100%を超えない額

期間の定めのある雇用契約 当該求職者の就職後、雇用契約期間中に支払われる賃金の100%を超えない額

求人者に対する専門的な相談、助言： 当該求職者の就職後1年間に支払われる賃金の100%を超えない額

なお、求職者からは一切の費用を申し受けません。

3. 求職者の個人情報及び求人者情報の取り扱いについて：

弊社の個人情報及び求人者情報の取扱者は、職業紹介責任者とし、個人情報保護法・関係法規に基づき、適正な情報管理を行います。取扱者は、個人情報に関して当該情報の本人から情報の開示の請求があった場合、その請求に基づき本人が有する資格や職業経験等客観的事実に基づく情報の開示を遅滞なく行います。また、これに基づき訂正の請求があったときは、当該請求が客観的事実に合致することを確認の上、遅滞なく訂正を行います。さらに、個人情報の開示又は訂正に係る取扱いについて、職業紹介責任者は求職者等への周知に努めることとします。なお、求職者に対して通知が必要な事項及びその他求人に必要な情報を除き、求職者に対して求人者の有する情報は開示いたしません。

4. 苦情の処理に関する事項：

苦情処理の責任者は、職業紹介責任者です。苦情の申し出があった場合は、以下の通り対処します。

1. 求職者・求人企業様からの苦情の処理に対し、あらかじめ苦情処理相談の窓口、対応方法を明確にし、申出年月日、内容、対応の経過を記録する等適切かつ迅速に対応します。
2. 苦情の具体的内容、具体的な問題の把握に努め、求人者等との連携の下に適切かつ迅速に対応します。
3. 違法又は不法な内容を含む苦情等専門的な相談援助を必要とする苦情には関係行政機関と連携して適切かつ迅速に対応します。
4. 職業紹介行為等に対する苦情の申出先として安定所及び専門的な相談援助ができる団体の名称・所在地・電話番号について、周知に努めます。
5. 安定所及び専門的な相談援助ができる団体から、苦情に関する連絡を受けた場合も適切かつ迅速に処理します。
6. 適切かつ迅速に処理できるよう、関係法令、具体的例等苦情処理に必要な知識・情報の収集に努めます。
7. 苦情処理をおこなった場合には、対応の内容や問題点について整理し、その後の対応に活用します。

5. 返戻金制度について

当社より紹介し採用された求職者が、短期退職した場合、頂戴した紹介手数料の一部を払い戻しする制度を設ける場合があります。払戻し条件等の詳細については、「人材紹介手数料等に関する契約書」において定めています。

その他、本事業所の業務についてご不明の点は、担当者にお尋ねください。